

次からは、10月臨時会議、11月臨時会議に提案された案件の概要を掲載しています。

10月臨時会議 10月13日

《行政報告》

◆職員の不祥事に係る懲戒処分等について

①教育委員会において管理している公用車が、令和5年7月30日で車検切れのまま7月31日に同車両を運転した事に伴い、公用車を管理していた教育委員会の職員3人を訓告、1人を厳重注意としました。自賠責保険については支払い済みでした。

②令和5年7月に上川総合振興局に匿名で、あけぼの園での高齢者虐待の疑いについて電話で通報がありました。下川町保健福祉課及び上川総合振興局で監査などを行い、職員及び利用者からの調査結果を基に、虐待対応ケース会議にて、虐待行為の有無について判断しました。

その結果、虐待行為7件、不

適切行為2件を確認し、あけぼの園勤務の40代男性介護職員を免職、2名の職員を訓告とする懲戒処分などを行いました。

《認定》

◆令和4年度各種会計歳入歳出及び公営企業会計決算認定について

9月定例会議において決算認定特別委員会に付託された各種会計決算認定について、決算認定特別委員会委員長より報告がありました。(詳しくは11ページをご覧ください)

11月臨時会議 11月1日

《行政報告》

◆あけぼの園における虐待行為等に関する再発防止策について

①入所者ケア・認知症対応・倫理・法令順守などの研修を計画的に実施し、虐待防止委員会での検討を継続するなど、職員全体会議研修で意識啓発を進めています。

②虐待対応指針及びマニュアル

の整備を行い、職員相互の監視けん制体制を取るよう、周知を行っています。

③会議を通し、利用者情報及びサービスに必要な情報を共有するとともに、会議欠席者への引き継ぎ及び会議録などでの確認を徹底し、情報共有体制の強化を進めています。

④業務量に見合った人員の確保や見守りカメラの全室設置など、労働環境や施設環境の整備を進めています。

《条例》

◆特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

10月臨時会議にて行政報告のあった職員の不祥事について、理事者の管理監督責任を明確にするため、11月分の給料を町長は15%減額、副町長及び教育長は5%減額するものです。

《一般》

◆議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について

下川浄水場建設工事について、賃金水準などの変動により公共工事設計労務単価が上昇したため、工事請負金額を5,769万1,700円増額し、14億1,0



下川浄水場建設現場

14万3,900円とするものです。

◆簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

一の橋浄水場浄水濁度計の修繕及び桑の沢配水池配水流量計取替工事に係る経費を計上。半導体を使用する配水流量計は、今年度中の納品が困難なため、工事請負費を繰越明許費として予算に定めるものです。